

項目番号等									誤	正
章	節	項	(1)	(ア)	(a)	①	㊦	表		
4	3	12	(9)						<p>①一般部分標準グリッド(200×200) ②指定部分標準グリッド(110×110)</p> <p>③狭幅部</p> <p>● アンカーピン固定部 ○ 注入口</p>	<p>①一般部分標準グリッド(200×200) ②指定部分標準グリッド(110×110)</p> <p>③狭幅部</p> <p>● アンカーピン固定部 ○ 注入口</p>
4	3	15	(9)						<p>①一般部分標準グリッド(165×165) ②指定部分標準グリッド(125×125)</p> <p>③狭幅部</p> <p>● 注入口付アンカーピン固定部 ○ 注入口</p>	<p>①一般部分標準グリッド(165×165) ②指定部分標準グリッド(125×125)</p> <p>③狭幅部</p> <p>● 注入口付アンカーピン固定部 ○ 注入口</p>
5	7	3	(1)	(イ)				表5.7.6	厚さ	厚さ(mm)
6	5	1	(5)	(ア)					ビニル加工紙で <b>包装</b> 等で	ビニル加工紙 <b>等</b> で
6	11	5		(ア)	(f)				6.11.4(1)( <b>ア</b> )(e)	6.11.4(1)( <b>a</b> ) <b>⑤</b>
6	13	3	(1)						<b>継手</b>	<b>継目</b>
7	13	2						表7.13.2 (注)2	日本建築学会規格	日本建築学会 <b>材料</b> 規格
8	18	5	(1)						基づき <b>一</b> 定められたもの	基づき定められたもの

※なお上表に記載の内容の他に句読点等、体裁の修正を行っています。  
標準仕様書を使用される際には、最新版をご使用ください。